

## 障害施設従事者による虐待防止について

はじめに

障害児通所支援サービスの提供は個人ではなく、組織（チーム）として行っています。虐待防止及び発生時の原因分析にあたっては、個人の資質の問題に帰結せず、事業所のサービス提供体制として問題がないか検討することが重要です。

### 1. 障害者虐待、児童虐待の禁止

障害者虐待防止法では、「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」と規定されており、また児童虐待防止法においても同様に、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と規定されています。これらは広く虐待行為を法律で禁止するものです。

虐待の種類として、一般的には、次の五種類が類型として挙げられます。

虐待の種類	具体例
身体的虐待	平手打ちする、殴る、蹴る、つねる、やけどさせる、必要の無い身体拘束を行う
性的虐待	性的行為を強要する、支援を行う上で必要無いのに裸にする、本人の前で猥褻な言葉を発するまたは会話する、猥褻な映像を見せる
心理的虐待	バカ、あほなど侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、人格をおとしめるような扱いをする
放棄、放任（ネグレクト）	食事・水分を十分に与えない、排泄の介助をしない、汚れた服を着させ続ける、身体的虐待や心理的虐待を放置する
経済的虐待	本人の同意なしに所持金等を使用・処分・運用する

虐待事案の判断に当たっては、養護者や施設従事者の自覚・又は障害児本人の自覚は問いません。しつけ・指導・療育の名のもとに不適切な行為が続けられている事案や、障害の特性から自分のされていることが虐待だと認識できない場合などは、不適切な行為が常態化し、深刻化するケースがあります。

障害児通所支援事業所の皆様においては、施設で行われている活動や療育の上で、虐待に該当する行為が無いかを常に確認していただくのはもちろんのこと、事業所従業員に対して虐待防止研修を受けさせるなどの方法で障害者虐待及び児童虐待について周知をしていただき、また、障害児の家庭内で虐待行為が行われていないかについても、配慮していただきますようお願いいたします。

【資料⑤】障害施設従事者による虐待防止について

## 2. 障害者虐待・児童虐待の早期発見と通報義務について

障害者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合、生命または身体に重大な危険が生じているかどうかに関わらず、速やかに市町村に通報する義務があります。また、同法において、通報等を行った施設従事者や労働者は通報等を行ったことを理由に解雇その他不利益な取り扱いを受けないことが規定されています。

虐待行為を放置すると、虐待行為がエスカレートすることがわかっています。その結果、以下のような事態を招くことになります。

- ・(利用者) 重傷を負うなど取り返しつかない事態となる。
- ・(加害職員) 刑事責任を問われる
- ・(事業所・法人) 道義的責任を追及される、賠償責任を負わされる、行政処分対象となる場合がある。

事業者の皆様においては、早期発見・通報が利用児童、職員、事業所を守ることになることを理解いただき、通報義務について従業員の方に周知徹底をお願いします。

その上で、事業所内で虐待の疑いがあれば速やかに通報が出来る体制を整えていただきますようお願いいたします。

虐待の早期発見のポイントを例示しますので、ご活用ください。(経済的虐待は省略)

### 虐待の早期発見のポイント

身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"><li>・身体に小さな傷が頻繁に見られる</li><li>・回復状態が様々に違う傷、あざがある</li><li>・頭、顔、頭皮等に傷がある</li><li>・お尻、手のひら、背中等に火傷や火傷の跡がある</li><li>・「怖い」「いやだ」などと事業所へ通いたがらない、逆に家に帰りたがらない</li><li>・傷やあざの状態と説明の辻褄が合わない</li><li>・手をあげると、頭をかばうようなかっこうをする</li><li>・怯えた表情をよくする、急に不安がる、震える</li><li>・自分で頭を叩く、突然泣き出すことが良くある</li></ul>
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"><li>・不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる</li><li>・急に怯えたり、怖がったりする</li><li>・周囲の人の身体を触るようになる</li><li>・卑猥な言葉を発するようになる</li><li>・性器を自分でよくいじるようになる</li></ul>
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"><li>・かきむしり、かみつぎ等攻撃的な態度がみられる</li><li>・不規則な睡眠、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等の睡眠障害がみられる</li></ul>

【資料⑤】 障害施設従事者による虐待防止について

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体を委縮させる</li> <li>・怯える、喚く、無く、叫ぶ等のパニック症状を起こす</li> <li>・食欲の変化が激しい、過食・拒食等の摂食障害がみられる</li> <li>・自傷行為がみられる</li> <li>・無力感、あきらめ、投げやりな様子になる、顔の表情がなくなる</li> <li>・体重が不自然に増えたり減ったりする</li> </ul>
放棄・放任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体から異臭がする</li> <li>・髪の毛の汚れがひどい、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍等がみられる</li> <li>・ずっと同じ服を着ている、汚れたままの下着を付けている</li> <li>・体重が増えない、よそでは異常な食欲がある</li> <li>・過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる</li> <li>・病気やけがをしても家族が受診を拒否する、勧めても行った様子がない</li> <li>・学校や事業所に出てこない</li> </ul>

【児童虐待の防止について】

また、利用児童の家庭において虐待が疑われる場合も、早期通報が求められます。

上記の「虐待の早期発見のポイント」に該当する場合の他に、通所予定日に欠席し、当該欠席日から数えて休業日を除き7日以上の間、当該児童の状況を把握できない場合（保護者以外の者から利用児童の状況が把握できた場合は除く）は、速やかに市町村等に情報提供をお願いします。

別紙資料「障害児通所支援事業所における緊急時の対応について（平成31年2月28日厚生労働省通知）」

3. 身体拘束と虐待について

(1) 身体拘束の具体例

1. で挙げた身体的虐待の例示として、「必要の無い身体拘束を行う」というものがありました。身体拘束の具体例として、以下のような事例があげられます。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</li> <li>② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</li> <li>③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。</li> <li>④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。</li> <li>⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。</li> </ul> |
|--|

【資料⑤】 障害施設従事者による虐待防止について

- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服薬させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

（「身体拘束ゼロへの手引き」厚生労働省身体拘束ゼロ作戦推進会議 2001年）

（2） 身体拘束の原則禁止とやむを得ず身体拘束を行う場合の留意点

身体拘束は緊急やむを得ない場合を除き、原則として禁止されています。しかし、日々の支援の中では、興奮して他の児童を叩いてしまったり、嘔みついてしまったりする児童や、急に危険行動をする児童にも対応されると思います。

このようなケースでは、本人や他の児童の安全を守る為など、やむを得ず本人の行動を制限したり、本人の動作を抑制したりすることがありますが、これらすべてが直ちに該当するわけではありません。

やむを得ない理由で身体拘束を行う際には、以下の三要件に該当しているかを、事業所として（組織として）検討する必要があります。

① 緊急性（切迫性）

児童本人または他の児童等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。緊急性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお、身体拘束を行うことが必要な程度まで児童本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法が無いことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、児童の状態像に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

【資料⑤】障害施設従事者による虐待防止について

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、児童の状態像に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定します。

これらの三要件を検討した上で、真に必要と認められる場合のみ、やむを得ず身体拘束を実施します。例えば、以下のような事例は検討が不十分、または拘束の方法が不適當であると言えます。

不適當な事例

例1) 他児に対して暴力をふるってしまう児童がいたので、従業員個人の判断で「しつけ」と称して鍵のかかる部屋に児童を閉じ込めた。

例2) 療育中、立ち歩いたり事業所の外に出ていこうとする児童がいたので、児童発達支援管理責任者の思い付きで、特に検討することなく児童の手を椅子にタオルで縛った。他の従業員もそれに倣い同じような支援を行った。

(3) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

また、三要件を検討する際には必ず管理者を含む複数人で行い、検討結果、3要件に該当しやむを得ず身体拘束を行う場合は、児童本人及び保護者に対し十分な説明を行い、必要があります。その際、個別支援計画を見直し、身体拘束を行う旨記載します。

さらに、身体拘束の要件の検討を行った際には、必ずその内容の詳細を記録に残し、保管します。身体拘束を実施する際にも、一回一回、その様態及び時間、その際の児童の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

身体拘束は、三要件を検討する際に決定した身体拘束期間内に解除できるよう、事業者として取り組みを実施する必要がある、その結果について、検証することが必要です。この検証なく、漫然と身体拘束を継続してはなりません。また、この検証の記録も詳細に記録し、保管しなければなりません。

児童が突発的な行動をとってしまった場合、これらの検討を行っていないけれども児童の身体を抑制しなければ児童本人又は他児に危険が及ぶことも想定されます（児童が固いブロックのおもちゃで他児を叩こうとした、公園への移動中児童がいきなり道路へ飛び出そうとした、など）。

こうした場合は、身体拘束に関する検討を行っている時間がないので、まずは児童の安全を守る為に最善と思われる行動を取ってください。

ただし、そのまま放置していると繰り返しその事例が起こってしまう可能性があるため、速やかに事業所内で情報共有を行った後、保護者に対しても報告し、今後の支援の方針につ

【資料⑤】障害施設従事者による虐待防止について

いて相談するようにしてください。その中で、必要があれば前述の三要件の検討を行うようにしてください。

保護者への報告や事業所内での情報共有が遅れたり、されなかったりすると、大きな事故に繋がったり、保護者とのトラブルの種になりますので、しっかりと対応をお願いします。

#### 4. 虐待防止及び身体拘束等適正化のために事業者が講じるべき措置

令和3年度報酬改定に伴い、令和4年4月から、下記の施設従事者による虐待の防止及び身体拘束等の適正化のために以下の措置を講じることが義務付けられます。また、虐待防止措置については、その内容を運営規程に定める必要があります。

##### 【虐待防止のため事業者が講じなければならない措置について】

###### (概要)

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 虐待防止委員会の定期的な開催及び検討結果を従業者への周知徹底</li><li>② 虐待防止のための研修を定期的及び新規採用時に実施</li><li>③ 虐待防止措置を講じるための担当者の配置</li></ul> <p>○上記に加えて、虐待防止のための指針の整備を行うことが望ましい。</p> |
|---|

詳細については、下記のとおり。

- ① 虐待防止委員会を定期的（少なくとも年1回以上）開催し、その検討内容を従業者に周知徹底すること。
  - ・ 委員会を開催したことがわかるよう、開催日、出席者、委員会での検討内容の概要を記録しておいてください。
  - ・ 委員会での検討結果を従業者周知したことがわかるよう、回覧記録等を残しておいてください。
  - ・ 委員会の役割、体制、虐待事案発生時に行うべき措置については下記のとおり。

##### (虐待防止委員会の役割)

###### ア 虐待防止のための計画づくり

(例) 虐待が起りやすい職場環境・条件の確認と改善するための実施計画づくり、職員研修、指針の整備など

###### イ 虐待防止のチェックとモニタリング

(例) 虐待が起りやすい職場環境の確認、個別支援計画の作成過程で確認された個々の支援体制の課題を委員会に報告など

###### ウ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討

(例) 虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上で再発防止策を検討し、実行。

【資料⑤】障害施設従事者による虐待防止について

(委員会の体制)

- ・ 構成員の責務及び役割分担の明確にしておくこと。  
※構成員数は任意だが、事業所管理者と虐待防止担当者（下記参照）は出席必須。
- ・ 法人単位での設置も可
- ・ 身体拘束適正化委員会と一体的に設置・運営も可能。

(虐待発生時に委員会が行うべき事項)

- ア (予め) 虐待（※不適切な対応含む）事案を委員会に報告するための様式を整備
- イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について委員会に報告
- ウ 委員会において、イにより報告された事例を集計・分析
- エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討
- オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析する
- カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底する
- キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証する

※ あわせて、従業者や管理者は、虐待を受けたと思われる障害者・児を発見した場合、速やかに市に通報する義務があります。

② 従業者に対し、虐待防止研修を定期的（少なくとも年1回以上）及び新規採用時に実施すること。

- ・ 虐待防止研修を実施したことがわかるように、実施日、実施方法、参加者、具体的な研修内容（研修資料の添付も可）、研修不参加者に対するフォローについて記録してください。
- ・ 新規採用時の研修は、当該従業者が支援に携わる前に行ってください。
- ・ 想定される研修内容例については、以下のとおり。

ア 虐待防止や人権意識の向上

(例) 基本的な職業倫理・倫理綱領・行動指針・掲示物の周知、障害者虐待防止法等関係法令の理解、過去の虐待事件の事例を知る

イ 職員のメンタルヘルスのための研修

(例) 「思わずカッとなって、叩いてしまった」などのような衝動的な怒りの感情と上手に付き合い、怒りの感情への対処法を身につける（アンガーコントロール）

ウ 障害特性を理解し適切に支援が出来るような知識と技術を獲得するための研修

(例) 障害や精神的な疾患等の正しい理解、行動障害の背景、理由を理解するアセ

【資料⑤】 障害施設従事者による虐待防止について

メントの技法、自閉症の支援手法（視覚化、構造化等）、等  
エ 事例検討

③ 虐待防止措置を適切に実施するための担当者の設置

児童発達支援管理責任者等を配置すること。

(実施することが望ましい取組) 虐待防止のための指針を整備すること

指針のひな形を西宮市 HP「指定障害児通所支援事業者に対する実地指導について」（ページ番号 17364036）に掲載していますので、ご活用ください。

- ・ 指針は、作成後、授業者への周知とともに、利用者や保護者等誰にでも閲覧できるように掲示等を行ってください。
- ・ 指針に盛り込むべき項目は以下のとおり。
  - ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
  - イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
  - ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
  - エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
  - オ 虐待発生時の対応に関する基本方針
  - カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
  - キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

事業所が講じるべき具体的虐待防止措置については、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和2年10月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室）も併せてご確認ください。

手引き掲載場所：厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaisahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html)

【身体拘束等適正化のため事業者が講じなければならない措置】

(概要)

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 身体拘束等適正化検討委員会の定期的な開催及び検討結果を従業者への周知徹底</li><li>② 身体拘束等適正化のための指針の整備</li><li>③ 虐待防止のための研修を定期的及び新規採用時に実施</li></ul> |
|---|

詳細については、以下の通り。



【資料⑤】障害施設従事者による虐待防止について

① 身体拘束等適正化検討委員会を定期的（少なくとも年1回以上）開催し、その内容を従業者に周知徹底すること。

- ・ 委員会を開催したことがわかるよう、開催日、出席者、委員会での検討内容の概要を記録しておいてください。
- ・ 委員会での検討結果を従業者周知したことがわかるよう、回覧記録等を残しておいてください。
- ・ 委員会の体制、具体的対応については、以下のとおり。

（委員会の体制）

- ・ 構成員の責務及び役割分担の明確にしておくこと。  
※委員会には事業所管理者と適正化対応策を担当者は出席が必要。
- ・ 法人単位での設置も可
- ・ 身体拘束適正化委員会と一体的に設置・運営も可能。

（委員会における具体的対応）

- ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。
- イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。
- ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計・分析すること。
- エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
- オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。

② 身体拘束等適正化のための指針の整備すること。

指針のひな形を西宮市 HP「指定障害児通所支援事業者に対する実地指導について」（ページ番号 17364036）に掲載していますので、ご活用ください。

- ・ 指針作成後、従業者への周知、利用者や保護者等誰にでも閲覧できるよう掲示等を行ってください。
- ・ 指針に記載すべき事項は以下の通り。当該指針を整備した日も記載してください。
  - ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
  - イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
  - ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
  - エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
  - オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

【資料⑤】 障害施設従事者による虐待防止について

カ 障害児又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

③ 従業者に対し、身体拘束適正化研修を定期的（少なくとも年1回以上）及び新規採用時に実施すること。

- ・ 研修を実施したことがわかるように、実施日、実施方法、参加者、具体的な研修内容（研修資料の添付も可）、研修不参加者に対するフォローについて記録してください。
- ・ 新規採用時の研修は、当該従業者が支援に携わる前に行ってください。

## 5. 従業者のメンタルケアについて

施設内虐待における虐待の原因の一つとして挙げられるのが、「従業者のストレス」です。管理者や児発管の皆様には、是非事業所全体に広く目を配っていただき、児童だけでなく、従業者の様子にも注意を払っていただきますようお願いいたします。

例えば、従業者が療育を行う上で、上手くいかないことなどが原因で悩みを抱えていたり、一人では処理しきれないほどの仕事を抱えていたり、解決困難な苦情応対を抱えていたりするのに、相談する相手がいない場合などに、ストレスのはけ口が児童に向いてしまうというケースが考えられます。

このケースの場合、従業者同士が、あるいは従業者から管理者等へ、なんでも相談できるような風通しのいい関係づくりが事前に醸成することで、従業者のストレスがたまらないよう事前にコントロールすることが出来ます。

また、事業者の運営方針に基づく療育方法と個人が最適と考える療育方法が違う場合や、事業者の運営方針を従業者が正しく理解していない場合も、虐待の原因となる場合があります。

児童に対する療育方針の決定・伝達については、サービス担当者会議や日々のミーティングを通じて、チームで検討し、管理者や児発管が実施状況を確認するようにしてください。

### 【参考】

- ・ 西宮市障害者虐待防止・対応マニュアル（平成31年1月改訂 西宮市）
- ・ 身体拘束ゼロへの手引き（厚生労働省身体拘束ゼロ作戦推進会議 2001年）
- ・ 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和2年10月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室）

以上